

申請者: 金 瑠

論文題目 戦後日本の生命保険マーケティングに関する研究  
—関係性を重視した手法の深化と普及—

審査員 米山高生  
近見正彦  
山下裕子

本論文は、戦後日本における生命保険の発展について、生命保険マーケティングという視角から歴史具体的に解明し、その分析に基づいて、現在および将来の生命保険企業の戦略について考察することを目的としている。論文は、次の3つの部分から構成されている。第1部は歴史的事実研究の部分であるが、マーケティング思想の変化を基準とする時期区分を用いたことに特徴がある。第2部は、関係性を重視したマーケティングという観点から選り出した2つの先駆的企業の事例研究を行っている。第3部では、生命保険企業における関係性マーケティングの展開の必要性について保険数理モデルによるシミュレーション研究を行なうとともに、関係性マーケティングの展開に関する事例研究を行っている。

本論文の特徴は、戦後生命保険業史の認識を基礎に現状分析を行っていること、および現状分析に手段として、複数の分析手法を用いていることである。前者に関していえば、生命保険商品は、通常の商品とは異なり一度購入したら解約しない限り数十年購入し続ける商品であるため、歴史的認識を重視しない分析が皮相的なものになる危険性があり、その意味で本論文が歴史分析を最初におこなったことは評価できる。

しかし後者の特徴については、メリットとデメリットの両面があることを指摘せざるを得ない。とくに現状分析にあたる第2部と第3部をとりあげても、個別企業のインタビュー調査にもとづく事例研究をおこなったり、保険数理モデルを用いてシミュレーション分析を行ったりしている。デメリットを先に指摘すれば、本稿のインタビュー調査は徹底したものとはいえず、また分析においても深い洞察に至っているとはいえない部分もある。また保険数理モデルについては、現実を十分に説明するほど洗練されたモデルとはいえない面がある。要するに、複数の分析手法を用いることによって、論文の凝縮力が犠牲にされた点にデメリットが感じられるのである。

これらのデメリットはありながら、前者については、これまでに先行研究のない事例研究であり、またインタビューによって通常はディスクローズされないような資料も入手していることから、今後よりいっそう磨き上げていけば、ケーススタディとして十分に通用する水準に到達する可能性をもっている点を評価できる。また後者についても、金瑠氏の保険数理的知識の確かさを十分に証明するものであるとともに、関係性の重要性を、保険契約の保全と収益の関係からモデルを用いてわかりやすく証明している点を高く評価する。

以上のように、本論文には、分析上の弱点が認められるものの、それを上回るメリットが多く見られる上、さらに従来の保険研究に対して、次のような貢献をしたものと認められることをここに強調しておきたい。

第一に、第1部において、戦後の大手生命保険企業が、画一的な戦略を採用してきたという通説に対して、商品展開においては必ずしも一致したものではなかったということを記述統計的手法で証明し、通説をくつがえしたこと。

第二に、保険種類と収益の関係、保険の保全と収益の関係などを、保険数理モデルによって分析を加えたこと。付言すれば、このような分析手法が、保険計理人以外の研究者によって行われたという先例はみられない。

第三に、第3部において、近年の画期的な生命保険商品をとりあげ、それがどのような部門の人々の参加によって、どのようなプロセスを経て商品化されたのかを明らかにしていること。従来の保険商品の設計は保険計理人が担当し、営業職員が参加することなどは考えられなかったが、今後の主力商品は、全社レベルで商品設計プロセスに関与せざるを得ないという事例を明らかにしたことは、今後の生命保険の商品設計にとって示唆に富むことである。

なお、参考論文として、次の既発表論文三篇が提出されている。「生命保険販売チャネルの問題点とその再構築戦略—日英比較を中心に—」『文研論集』第131号、2000年、「生命保険会社の商品戦略に関する一考察—商品ポートフォリオ分析を中心に—」『保険学雑誌』第575号、2001年、および「商品開発からみた生保マーケティング・アプローチの進化」『久留米大学商学研究』第8巻第1号、2003年である。これらの既発表論文は、内容的に本論文と深いつながりをもったものである。しかし、参考論文の一部には、日英比較など、国際的な観点をとりいれた研究もあり、金瑠氏の今後の研究が、これまで以上に広がってゆくことが期待される。

本論文には、今後の課題となる点も散見されるが、金瑠氏の研究者としての能力と豊かな将来性に期待すれば、必ず克服できるものと思われる。また保険研究に対して上記のようないくつかの貢献を行っていることを考慮すれば、相当の水準の研究に達しているものと判断できる。よって、審査員一同は、所定の試験結果をあわせて考慮して、本論文の筆者が一橋大学学位規則第4条第1項の規定に準じた取扱により一橋大学博士(商学)の学位を受けるに値するものと判断する。